（仮称）クリーンセンター東工場

整備事業

配慮計画書

【要約書】

令和８年11月

堺　　市

【目　　次】

1.　事業者の名称及び住所..... 1

2.　事業の名称、目的及び内容..... 1

3.　環境影響要因の抽出.....12

4.　計画段階配慮事項 13

5.　予測・評価の実施 16

6.　環境配慮の方針の設定.....23

1. 事業者の名称及び住所

事業者の名称　：堺市
代表者の氏名　：堺市長　永藤 英機
事業所の所在地：堺市堺区南瓦町 3-1

図書作成の受託者
株式会社　建設技術研究所
代表取締役社長　西村 達也
東京都中央区日本橋浜町 3-21-1（日本橋浜町Ｆタワー）

2. 事業の名称、目的及び内容

2.1 事業の名称等

事業の名称　：（仮称）クリーンセンター東工場整備事業
事業の種類　：ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）の設置の事業
※後述の 2.2(1)のとおり、本事業は堺市環境影響評価条例第 50 条及び同条例施行規則第 71 条第 2 項に基づき、自主的な環境影響評価（第 2 種分類事業）として実施する。
事業計画の位置：堺市東区石原町地内（図 2.1、図 2.2 参照）

2.2 事業の目的及び必要性

(1) 事業の目的

本事業は、老朽化が進行しているクリーンセンター東工場第二工場（以下「東工場第二工場」）及びリサイクルプラザの更新を目的とするものである。

また、最新技術の導入による環境負荷の低減、廃棄物発電等によるエネルギーの有効利用及び、環境学習機能等を備えた施設を整備する。

なお、本事業は、清掃工場を更新する事業であり、「堺市環境影響評価条例施行規則 附則 2 の備考 3」で定められた第 1 種分類（ごみ処理施設の更新において、更新の後に増加することとなる処理能力（焼却能力）が 100t/日以上増加する場合）には該当しない規模の変更であるが、焼却施設の稼働に伴う大気質、騒音、振動、悪臭等の環境影響について市民の関心が高い施設であることを踏まえ、同条例第 50 条で定められた「自主的な環境影響評価」を行う事業として、条例施行規則第 71 条第 2 項に基づき第 2 種分類事業として実施するものである。

(2) 事業の必要性

堺市では、一般廃棄物の焼却処理を東工場第二工場及びクリーンセンター臨海工場で実施しているが、東工場第二工場は竣工から 30 年、リサイクルプラザは 32 年が経過し、施設の老朽化が進行している。このため、将来にわたり安全・安心で安定した一般廃棄物処理体制を継続するには、施設更新が必要である。

また、一般廃棄物処理施設は市民生活を支える基幹インフラであり、平常時のみならず大規模災害発生時においても継続的な処理機能の確保が求められる。近年、自然災害の激甚化・頻発化が進む中、災害廃棄物への対応や事業継続性を確保する観点から、施設の強靭化及び安定した処理体制の構築が必要である。

さらに、温室効果ガス削減や循環型社会の形成に向けて、一般廃棄物処理施設の整備では環境負荷の低減、資源循環の推進及び廃棄物エネルギーの有効利用のために最新技術を導入し、環境性能の向上を図る。

温室効果ガス削減については、ごみ焼却で発生する熱エネルギーを有効活用した高効率発電の導入や外部施設への熱供給による、エネルギー回収率 20.5%以上（国の循環型社会形成推進交付金等で示された値）をめざす。

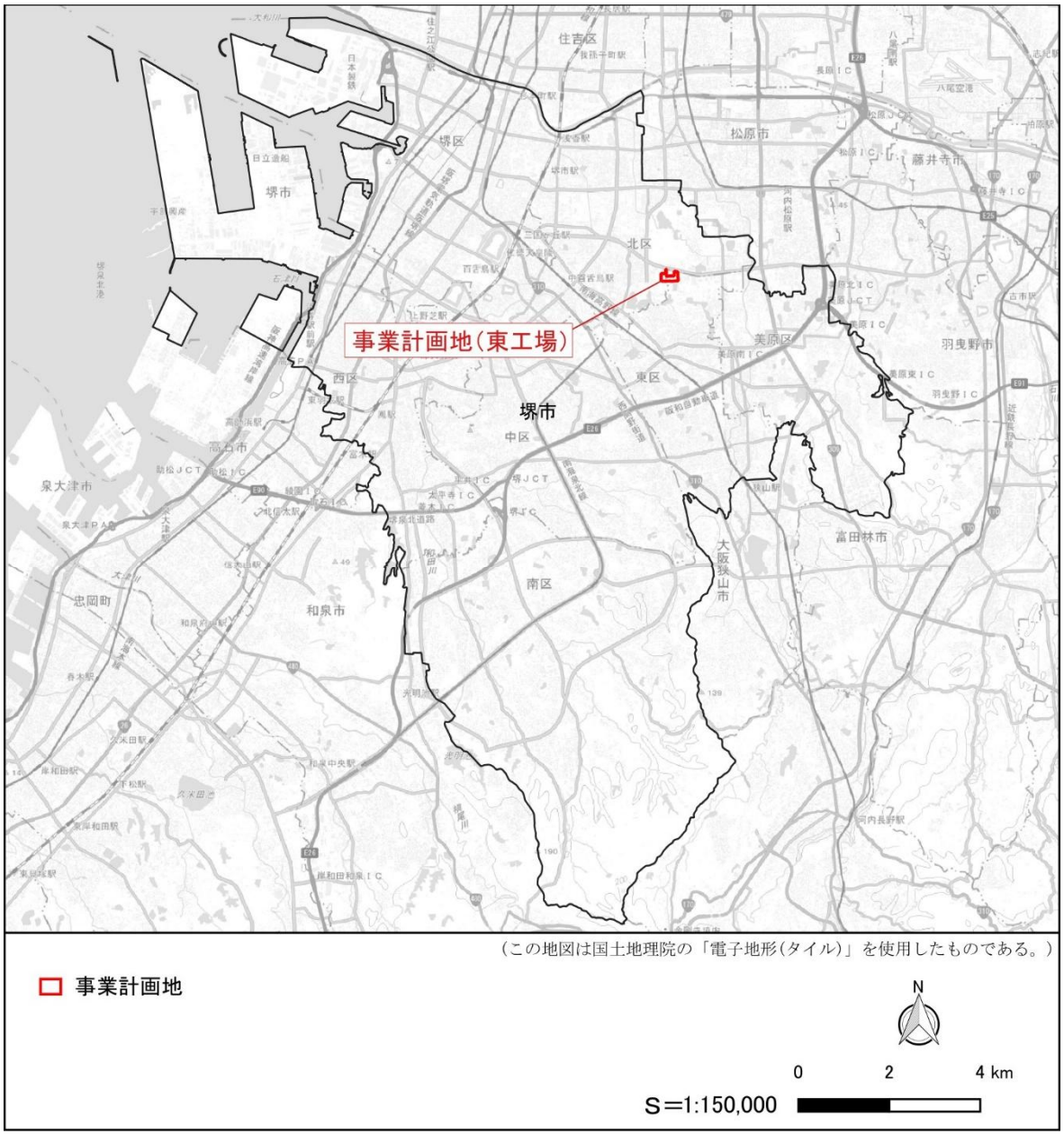


図 2.1 事業計画地位置図（広域）

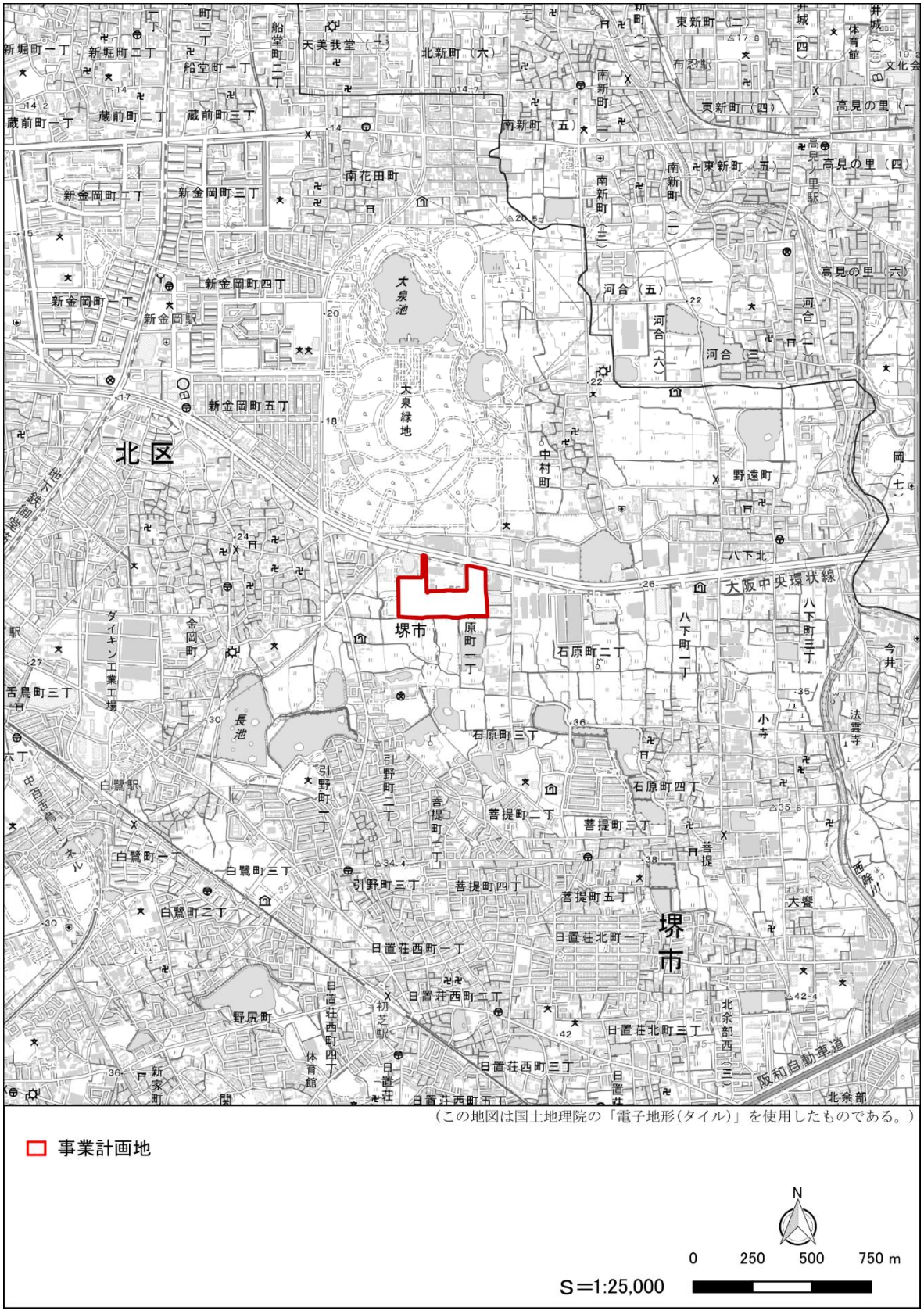


図 2.2 事業計画地位置図（周辺）

2.3 事業計画の内容

2.3.1 堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画

堺市では、市内から発生する一般廃棄物をクリーンセンター東工場第二工場及びクリーンセンター臨海工場において焼却処理している。また、缶・びんをリサイクルプラザにおいて資源化処理している。

これらの施設のうち、東工場第二工場及びリサイクルプラザは、施設の老朽化が進行し、将来的な施設更新が必要である。

これらの施設の状況を踏まえ、堺市では安全・安心で安定した処理体制を構築するために、東工場第二工場及びリサイクルプラザの更新施設となる「次期清掃工場」の整備に関する基本的事項を定めた「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」を策定した。

2.3.2 施設整備に係る基本方針

本事業では、老朽化した一般廃棄物処理施設の更新により安定的な処理体制を確保し、環境負荷の低減、資源循環の推進、災害時における事業継続性の確保及び地域との共生を図ることをめざしている。これらを踏まえ、施設の計画、設計及び運営において配慮すべき基本的な方向性として、以下の施設整備に係る基本方針（図 2.3）を設定した。

基本方針 1：安全･安心で安定的な処理体制の構築

・将来にわたり一般廃棄物を安定的に処理するための体制の構築

・大規模災害時にも一般廃棄物処理が継続できる施設及び処理体制の強靭性の確保

基本方針 2：環境負荷の低減

・最新技術の導入等による環境負荷の低減及び周辺環境への配慮

・一般廃棄物処理に伴う熱エネルギーを最大限に活用

基本方針 3：地域との共生

・市民が気軽に清掃工場を訪れることができ、個々の市民が環境問題に興味を持ち理解し、行動変容につなげる啓発機能の確保

・大規模災害発生時等における施設が担う地域への役割の整理

(出典)「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」（令和 8 年 3 月、堺市）

図 2.3 「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」の基本方針

2.3.3 候補地の選定

候補地の選定については、「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」において、安全・安心で安定した処理体制の確保を目的として以下の選定手順に基づき評価を行い、次期清掃工場の建設地を東工場用地とした。

なお、次期清掃工場建設地の選定においては、公平・公正な選定となるよう評価項目、評価基準について堺市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、同審議会の意見を踏まえ評価項目等を設定している。また、同審議会からは、選定手順についても公平・公正な手順であるとの評価も得ている。

2.3.4 事業計画案の概要

本事業計画は、既存施設の解体及び新規施設の建設を行うものである。堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画に基づき、環境影響評価を実施する上で設定した事業計画の概要は、表 2.1 に示すとおりである。また、事業計画地の位置は、図 2.1、図 2.2（既出）に示すとおりである。

なお、事業計画案における施設配置については、後述する「2.3.7 複数案の設定」に示す煙突配置案を反映していない。今後、配慮計画書に対して提出された意見等を勘案し、実施計画書において煙突配置を含めた施設配置計画を検討・具体化するものとする。

表 2.1 事業計画案の概要

項目	既存施設	新規施設
事業計画	既存施設の解体	新規施設の建設
施設の内容及び規模	ごみ処理施設※1 第一工場（昭和52年3月竣工） 焼却施設：300t/日（150t/日×2炉）	ごみ処理施設 次期清掃工場 焼却施設：300t/日（150t/日×2炉）※2 （ストーカ式又は流動床方式）
	破砕処理施設※1 クリーンセンター東工場第一破砕施設 （昭和54年3月竣工） 100t/5h	破砕施設 34t/5h※2
		資源化施設：15t/5h※2
		その他施設：管理棟、多目的棟、計量棟、排水処理設備
事業計画地の位置	堺市東区石原町1丁102 （クリーンセンター東工場敷地内）	堺市東区石原町1丁102 （クリーンセンター東工場敷地内）

※1 主な解体施設

※2 現時点における想定最大能力

2.3.5 環境保全目標

本事業では、「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」において次期清掃工場（焼却施設、破砕設備、資源化設備）における排ガス、排水、騒音、振動及び悪臭等の公害防止目標値を検討した。ただし、最終的な各種規制項目は規制等所管課との協議により決定することとしている。

次期清掃工場の排ガスの公害防止目標値を設定するに当たり、関係法令等（法令基準（条例含む。））の整理及び既存施設・他事例の動向の調査を行った。この結果を基に、各種項目の目標値を以下のとおり設定した。

(1) 排ガス基準の設定

排ガス基準について、排出基準及び総量規制を以下のとおり示す。

なお、排出基準は焼却炉等の設備単体に対する基準、総量規制は焼却炉等を含む工場に設置されたばい煙発生施設（例：ガスタービン等）の総量に対する基準をいう。

1) 排出基準

次期清掃工場は大気汚染防止法等の排出基準を遵守するために、管理値を設定する。

次期清掃工場の管理値は大気汚染防止法等の基準と既存施設の管理値を比較し、厳しい方を採用するものとし、表 2.2 に示す。

表 2.2 排ガス基準

項目	単位	（基準値）	（管理値）		
		法令	既存施設		次期清掃工場
			第二工場	臨海工場	
ばいじん	g/Nm³	0.04	0.02	0.02	0.02以下
硫黄酸化物	ppm	K=1.17[注1]（東工場第二工場：240）（臨海工場：191）	20	20	20以下
塩化水素	ppm	（430[注2]）	20	20	20以下
窒素酸化物	ppm	250	60	50	50以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm³	0.1[注3]	0.1	0.1	0.1以下
水銀	μg/Nm³	30[注4]	50	50	30以下
一酸化炭素	ppm（4時間平均）	30[注5]	30	20	20以下
塩素	K値規制	K=3.23	K=3.23	K=3.23	K=3.23以下
カドミウム及びその化合物	K値規制	K=0.0170	K=0.0170	K=0.0170	K=0.0170以下
水銀及びその化合物	K値規制	K=0.0340	K=0.0340	K=0.0340	K=0.0340以下
鉛及びその化合物	K値規制	K=0.0680	K=0.0680	K=0.0680	K=0.0680以下
ニッケル化合物	K値規制	K=0.0340	K=0.0340	K=0.0340	K=0.0340以下
ひ素及びその化合物	K値規制	K=0.00816	K=0.00816	K=0.00816	K=0.00816以下
ベリリウム及びその化合物	K値規制	K=0.00340	K=0.00340	K=0.00340	K=0.00340以下
マンガン及びその化合物	K値規制	K=0.136	K=0.136	K=0.136	K=0.136以下
六価クロム化合物[注6]		汚染防止措置の実施	汚染防止措置の実施	汚染防止措置の実施	汚染防止措置の実施

（注 1） 排出口の高さ及び地域ごとに定める定数 K の値に応じて基準値を設定。既存施設の硫黄酸化物流量は、東工場第二工場が 12.146N ㎥/h（乾きガス：50,566 N ㎥/h）で、臨海工場は 14.105N ㎥/h（乾きガス：73,800 N ㎥/h）となり、ppm 換算した値を表記。

（注 2） 大気汚染防止法が定める排出基準（700mg/N ㎥（O2 12%換算））を ppm 換算した値。

（注 3） 平成 9 年 12 月 1 日より前に着工した施設は 1ng-TEQ/N ㎥、同日以降に着工した施設は 0.1ng-TEQ/N ㎥。

（注 4） 平成 30 年 4 月 1 日より前に着工した施設は 50μg/N ㎥、平成 30 年 4 月 1 日同日以降に着工した施設の場合は 30μg/N ㎥。

（注 5） 法令より厳しい規制となる「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（平成 9 年 1 月、ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会）」を遵守する。

（注 6） 六価クロムは大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置（処理装置の稼働等）により規制。

(出典)「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」（令和 8 年 3 月、堺市）

2）総量規制

「大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準（昭和 52 年 9 月 30 日、大阪府告示第 1322 号）」、「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物に係る総量規制基準及び特別の総量規制基準（昭和 57 年 10 月 29 日、大阪府告示第 1315 号）」に該当する場合、同告示で規定される総量規制基準以下とする。

2.3.6 施設整備スケジュール及び工事計画

(1) 施設整備スケジュール

事業着手から竣工までに必要となる業務の整理及び関連マニュアル、法令及び事例等の調査に基づく施設整備スケジュールを設定した。

施設整備スケジュールを表 2.3 に示す。なお、供用開始は令和 18 年度を予定している。

表 2.3 施設整備スケジュール

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
PPP/PFI導入可能性調査 （運営方式検討）	■										
環境影響評価業務 （環境アセスメント）	■	■	■								
事前調査業務 （測量、土壌調査等）	■	■									
要求水準書作成、 事業者選定		■	■	■							
建設工事等 （既存施設解体工事含む）					■	■	■	■	■	■	■
竣工											★

(出典)「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」（令和 8 年 3 月、堺市）

(2) 工事工程

解体・移設及び建設の実施設計期間及び工事に関する工事工程について、一般廃棄物処理施設製造設置事業者へのヒアリング結果を基に、次期清掃工場整備に係る概略工事工程を設定した。

概略工事工程を表 2.4 に示す。

表 2.4 次期清掃工場の整備に関する概略工事工程

工種	工事工程（ヵ月）															
	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80
①実施設計（解体・移設）	9か月															
②実施設計（建設）			27か月													
③仮設工事		4か月														
④解体・移設工事				18か月												
⑤建設工事											51か月					

(出典)「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」（令和 8 年 3 月、堺市）

2.3.7 複数の事業計画案の設定

堺市が定める「事前配慮指針　第 2 章　第 2 節 3　複数案の設定」においては、原則として対象事業の位置・規模又は施設の配置・構造等が異なる複数案を設定することとしているため、指針に基づき本事業における複数案を環境保全上の観点から検討し、以下の通り設定した。

なお、一般廃棄物処理施設は、市民生活の環境衛生の維持・向上に必要不可欠な施設であり、施設整備を実施しない場合（ゼロ・オプション）には、市域内から排出される一般廃棄物の適正処理に支障を来し、ごみの滞留による悪臭の発生、公衆衛生の悪化等、生活環境へ重大な影響を及ぼすおそれがあるため、ゼロ・オプションを検討対象としないこととする。

(1) 対象事業の位置

前述「2.3.3　候補地の選定」で検討した事業位置を採用する。

(2) 施設の規模

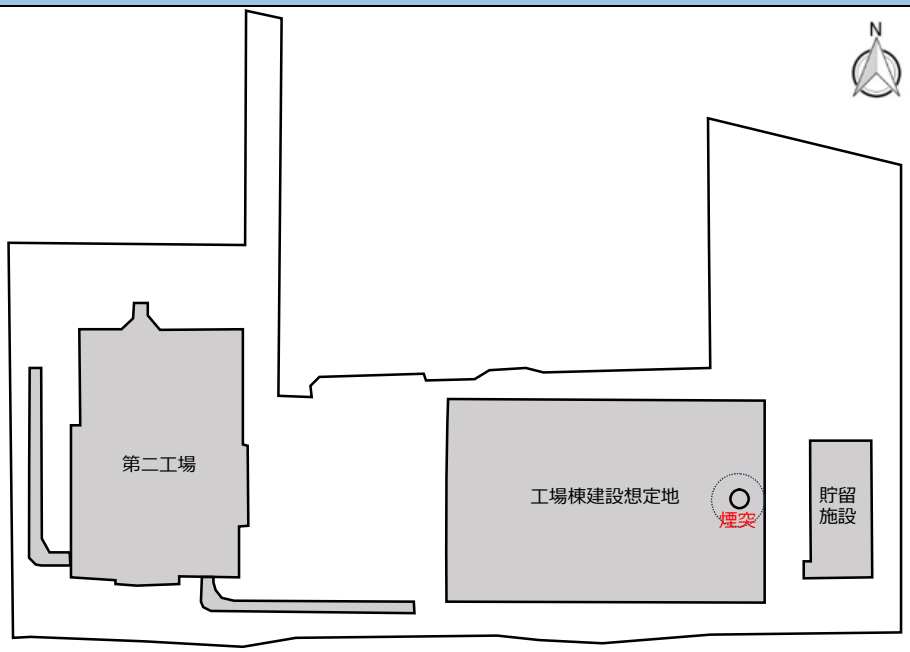
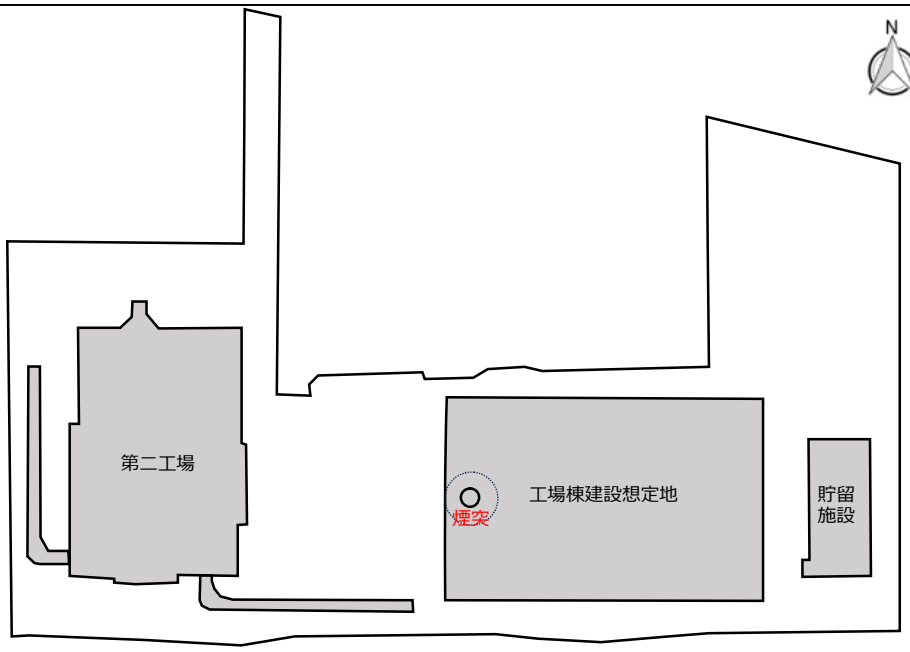
環境省より、一般廃棄物焼却施設を建設するにあたり、処理能力の算定方法を定めた通知が発出されている。堺市においては、これらの通知を踏まえ、要求水準書の作成時点における直近の処理実績に基づき処理能力を設定するため、現時点では適切な設定が困難である。

なお、環境影響評価の実施においては、現時点における実績を参考に最終的に設定する規模を下回らない想定最大能力を設定する（表 2.1 参照）。

(3) 施設の配置・構造（煙突の配置・高さ）

煙突の高さについては、既存施設（東工場第二工場）と同じ 80m とし、煙突の配置案は、表 2.5 に示すとおり建屋の東側と西側の 2 案を設定した。

表 2.5 煙突配置計画複数案一覧表

案	煙突の配置	配置イメージ図
東側配置案	建屋の東側	
西側配置案	建屋の西側	

3. 環境影響要因の抽出

堺市が定める「事前配慮指針」に基づき、2.3.7 に示す複数の事業計画案の設定（煙突の配置）における環境影響要因を、事業特性や地域特性を踏まえて抽出した。抽出した環境影響要因の内容を表 3.1 に示す。

※本事業においては、工事の実施における影響も想定されるが、複数案間では工事による環境影響が大きく異なると想定されないため、工事の実施を環境影響要因に含めないこととした。なお、実施計画書以降は工事の実施を環境影響要因として取り扱うこととした。

表 3.1 環境影響要因の内容

区分	環境影響要因	環境影響要因の内容
施設等の存在	施設等の存在	・煙突配置が異なることにより主要な眺望点における景観への影響が異なる可能性が考えられる。
施設等の供用	施設の稼働	・計画施設の稼働に伴い発生する排ガス中に含まれる窒素酸化物等により、周辺地域において影響を及ぼすおそれがある。

4. 計画段階配慮事項

事業特性及び地域特性を勘案して抽出した環境影響要因について、「事前配慮指針」に基づき計画段階配慮事項を選定した。選定結果を表 4.1 に示す。

表 4.1（1） 計画段階配慮事項の選定結果(1/3)

環境要素		環境影響要因						選定する理由 選定しない理由
		工事の実施			施設等の存在	施設等の供用		
項目	細区分	施設の解体工事	施設の建設工事	工事用車両の走行	施設等の存在	施設の稼働	収集車の走行	
大気質	硫黄酸化物					○		煙突配置が異なることにより、排ガスの拡散状況が変化し、周辺地域における大気質への影響の程度が異なる可能性が考えられることから、計画段階配慮事項として選定する。 なお、項目は既存の一般環境大気測定局の結果からバックグラウンド濃度の把握ができる硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質等（ダイオキシン類、水銀）とする。
	窒素酸化物					○		
	浮遊粒子状物質					○		
	粉じん等							
	有害物質等					○		
水質・底質	水素イオン濃度							理由①より、選定しない。
	水の汚れ							
	水の濁り							
	有害物質等							
	生活環境項目							
地下水								理由①より、選定しない。
騒音	騒音							理由①より、選定しない。
振動	振動							理由①より、選定しない。
低周波音	低周波音							理由①より、選定しない。

(注) 計画段階配慮事項として選定しない理由は以下の①、②に分類される。

理由①煙突の配置において汚染される要因はない、又は影響が想定されない。

理由②影響を及ぼすおそれが考えられるが、煙突の配置によって違いがない。

表 4.1（2） 計画段階配慮事項の選定結果(2/3)

環境要素		環境影響要因						選定する理由 選定しない理由
		工事の実施			施設等の存在	施設等の供用		
項目	細区分	施設の解体工事	施設の建設工事	工事用車両の走行	施設等の存在	施設の稼働	収集車の走行	
悪臭	特定悪臭物質							理由②より、選定しない。
	臭気指数							
地盤沈下	地盤沈下							理由②より、選定しない。
土壌汚染	土壌汚染							理由②より、選定しない。
日照阻害	日照阻害							理由②より、選定しない。
電波障害	電波障害							理由②より、選定しない。
風害	風害							理由①より、選定しない。
光害	光害							理由①より、選定しない。
コミュニティの分断・変化	コミュニティの分断・変化							理由①より、選定しない。
気象	風向・風速							理由①より、選定しない。
	気温							理由①より、選定しない。
地象	地形・地質・土質							理由①より、選定しない。
水象	河川							理由①より、選定しない。
	ため池							
	地下水							理由①より、選定しない。
	海域							理由①より、選定しない。
陸域生態系	陸生生物							理由①より、選定しない。
	水生生物							
	陸域生態系							
海域生態系	海生生物							理由①より、選定しない。
	海域生態系							
自然景観	自然景観							理由①より、選定しない。

(注) 計画段階配慮事項として選定しない理由は以下の①、②に分類される。

理由①煙突の配置において汚染される要因はない、又は影響が想定されない。

理由②影響を及ぼすおそれが考えられるが、煙突の配置によって違いがない。

表 4.1（3） 計画段階配慮事項の選定結果(3/3)

環境要素		環境影響要因						選定する理由 選定しない理由
		工事の実施			施設等の存在	施設等の供用		
項目	細区分	施設の解体工事	施設の建設工事	工事用車両の走行	施設等の存在	施設の稼働	収集車の走行	
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場							理由①より、選定しない。
景観	都市景観				○			煙突配置が異なることにより主要な眺望点における景観への影響が異なる可能性が考えられることから、計画段階配慮事項として選定する。
	歴史的・文化的景観				○			
文化財	有形文化財等							理由①より、選定しない。
	埋蔵文化財							
地球環境	地球温暖化							理由②より、選定しない。
	オゾン層の破壊							理由①より、選定しない。
廃棄物等	一般廃棄物							理由①より、選定しない。
	産業廃棄物							
	発生土							
安全	高圧ガス							理由①より、選定しない。
	危険物等							
	交通							理由①より、選定しない。

(注) 計画段階配慮事項として選定しない理由は以下の①、②に分類される。

理由①煙突の配置において汚染される要因はない、又は影響が想定されない。

理由②影響を及ぼすおそれが考えられるが、煙突の配置によって違いがない。

5. 予測・評価の実施

予測方法や予測条件及び予測結果について以下に概要を整理する。

表 5.1 予測概要

環境要素	影響要因	予測方法・条件等の概要	予測・評価の結果
大気質	施設等の供用	＜予測項目＞ 施設の稼働により発生する排出ガス（窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類及び水銀） ＜予測地点＞ 事業計画地周辺の約 1.5km の範囲（図 5.1 参照） ＜予測式＞ プルーム式、パフ式 ＜気象条件＞ 中環石原局（R7 年） ＜バックグラウンド濃度＞ 二酸化硫黄、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質は金岡南局（R7 年）、ダイオキシン類は美原丹上局（R7 年）、水銀は浜寺局（R6 年）	＜予測結果＞ 窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類及び水銀の最大着地濃度は、両案で差は認められなかった。 また、最大着地濃度は両案の煙突位置から東方向約 650m の地点で出現し、その値はいずれの項目も環境基準又は指針値を下回っていた。 ＜評価結果＞ 施設煙突からの排出量について、最大着地濃度地点における将来濃度は煙突の東側配置案・西側配置案で差がないと評価した。
景観	施設等の存在	＜予測方法＞ 施設等の存在が代表的な眺望地点からの景観に及ぼす影響の東西案の差から予測を行う。 ＜予測範囲＞ 事業計画地周辺 4 地点（図 5.2 参照） ・大泉緑地（近景、中景） ・MI-TE さかい（遠景） ・大仙公園（重要な観光拠点）	＜予測結果＞ 近景の視点である地点①中環口出入口からは、2 案とも煙突が視認されるが、西側に煙突が存在する「西側配置案」が東側に煙突が存在する「東側配置案」よりも大きく視認される。 中景の視点である地点①中央花壇からは、西側に煙突が存在する「西側配置案」では煙突が視認される。一方、東側に煙突が存在する「東側配置案」では、煙突は視認されない。 遠景の視点である地点②からは、2 案ともにほとんど変化はなく、圧迫感や違和感はない。 重要な観光拠点からの視点である地点③からは、新施設は確認されなかった。 予測の結果、東側配置案は西側配置案と比べて、大泉緑地からの眺望の点で景観に及ぼす影響が小さいと予測される。 ＜評価結果＞ いずれの案も景観に及ぼす影響は軽微であるが、東側配置案では大泉緑地の中央花壇からの眺望において煙突が視認されず、大泉緑地の中環口出入口からの眺望において煙突がより小さく視認されたことから、西側配置案と比較して景観への影響は小さいと評価した。

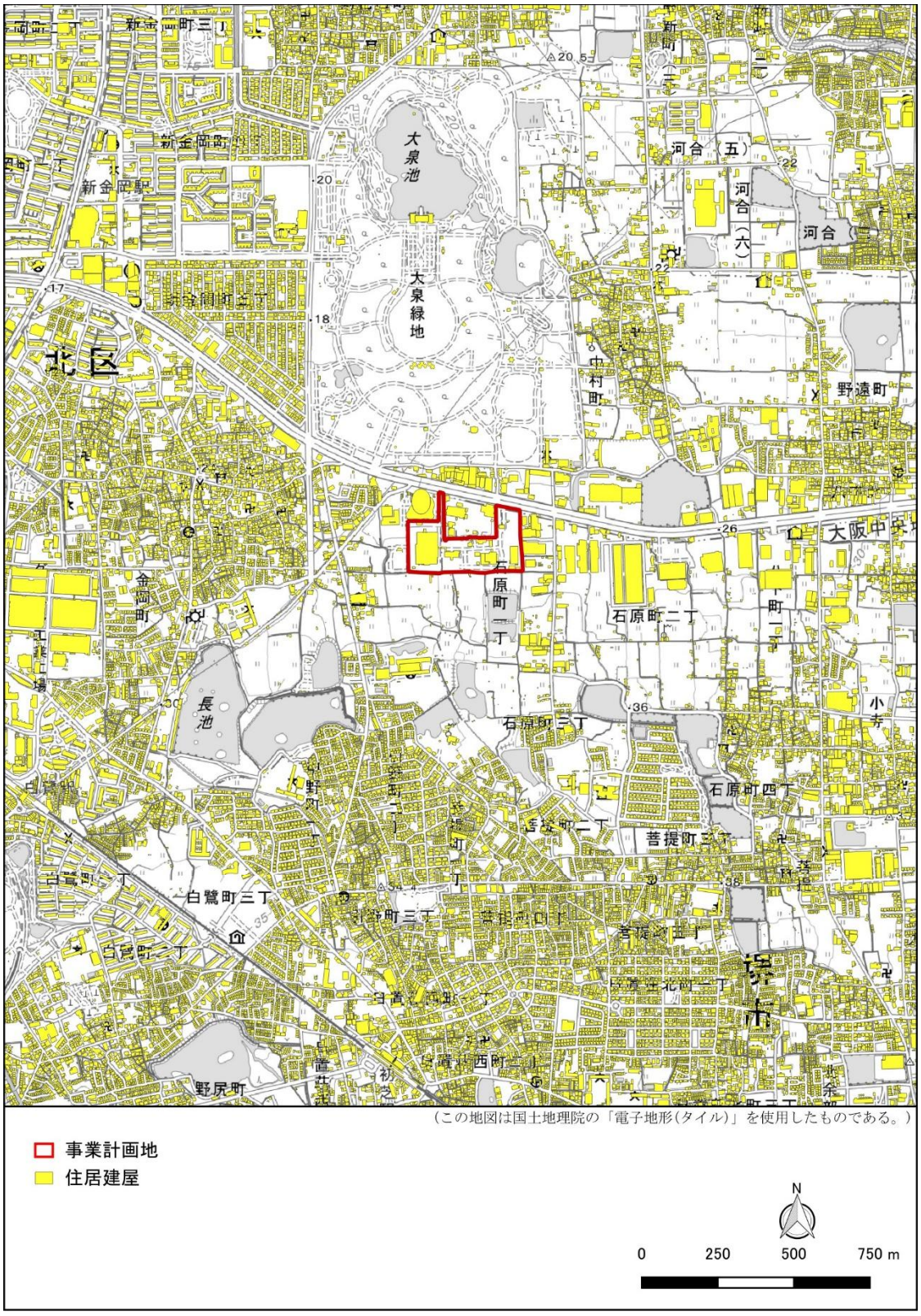

新金岡町三丁
新金岡町四丁
新金岡駅
大泉池
大泉緑地
北区
河合（五）
河合（六）
河合（一）
中村町
野遠町
大阪中
石原町一丁
石原町二丁
石原町三丁
石原町四丁
金岡町
長池
菩提町三丁
白鷺町三丁
野尻町
（この地図は国土地理院の「電子地形(タイル)」を使用したものである。）
事業計画地
住居建屋
N
0
250
500
750 m

図 5.1 予測地点位置図

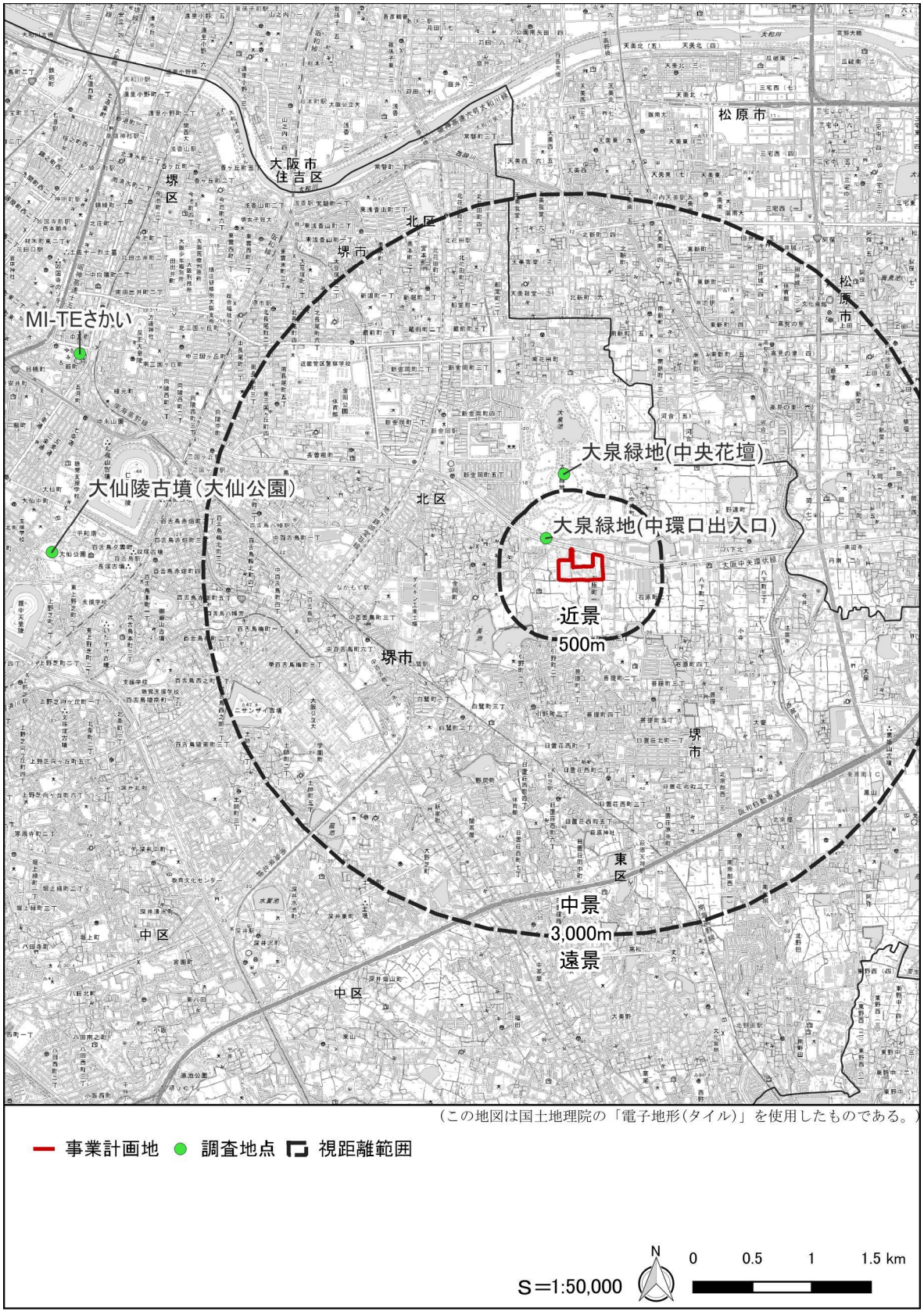

MI-TEさかい
大仙陵古墳（大仙公園）
大泉緑地(中央花壇)
大泉緑地(中環口出入口)
近景
500m
中景
3,000m
遠景
堺市
北区
中区
東区
松原市
大阪市
住吉区
（この地図は国土地理院の「電子地形(タイル)」を使用したものである。）
事業計画地
調査地点
視距離範囲
N
0
0.5
1
1.5 km
S＝1:50,000

図 5.2 眺望地点

	地点①＜近景＞　大泉緑地　中環口出入口からの眺望
現況	
東側配置案	
西側配置案	

図 5.3 (1) フォトモンタージュ結果

	地点①＜中景＞　大泉緑地中央花壇からの眺望
現況	
東側配置案	
西側配置案	

図 5.3 (2) フォトモンタージュ結果

	地点②＜遠景＞　MI-TE さかいからの眺望
現況	
東側配置案	
西側配置案	

図 5.3 (3) フォトモンタージュ結果

	地点③＜重要な観光拠点＞　大仙公園からの眺望
現況	
東側配置案	
西側配置案	

図 5.3 (4) フォトモンタージュ結果

6. 環境配慮の方針の設定

6.1 総合評価

前章で実施した環境要素ごとの予測・評価結果について、表 6.1 に整理する。

大気質については、東側配置案、西側配置案ともに、最大着地濃度地点における将来濃度は環境基準又は指針値を十分下回る結果となった。このため、いずれの案においても周辺住民の健康及び生活環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

両案とも環境保全上の支障は生じないものと考えられるが、景観への影響の観点から東側配置案が相対的に優位であることから、東側配置案が比較的優れた計画案になると評価される。

表 6.1 総合評価

			東側配置案	西側配置案
計画段階配慮事項	大気質	施設等の供用	[評価] ―（1 点） [内容] 最大着地濃度地点における将来濃度は環境基準又は指針値を十分下回る結果となり、西側配置案と比べて差がないと評価する。	[評価] ―（1 点） [内容] 最大着地濃度地点における将来濃度は環境基準又は指針値を十分下回る結果となり、東側配置案と比べて差がないと評価する。
	景観	施設等の存在	[評価] ○（2 点） [内容] 重要な観光拠点である大仙公園及び中景である大泉緑地の中央花壇からの眺望では視認されず、遠景である MI-TE さかいからの眺望では視認され、近景である大泉緑地の中環口出入口からの眺望は西側配置案よりも小さく視認されたため、西側配置案と比べて景観に及ぼす影響は軽微と評価する。	[評価] △（0 点） [内容] 重要な観光拠点である大仙公園からの眺望では視認されず、中景である大泉緑地の中央花壇、遠景である MI-TE さかいからの眺望では視認され、近景である大泉緑地の中環口出入口からの眺望は東側配置案よりも大きく視認されたため、東側配置案と比べて景観に及ぼす影響はあると評価する。
総合評価結果			3 点	1 点

総合評価結果の点数は、○：2 点、―：1 点、△：0 点として集計。

6.2 環境配慮の方針の設定

総合評価の結果に基づき、今後の環境配慮方針を表 6.2 にとりまとめる。

比較した両案は煙突の配置のみが異なり、社会面及び経済面に差異がないことから、環境配慮方針はいずれの案も共通とします。

表 6.2 環境配慮の方針

区分		内容
環境配慮の方針	大気質	●燃焼工程において、燃焼状態を適切に管理する。 ●以下の排ガス中の有害物質除去については、各物質に応じた排ガス処理設備を採用する。 ・ 排ガス中のばいじんを除去 ・ 排ガス中の塩化水素及び硫黄酸化物を除去 ・ 排ガス中の窒素酸化物を除去 ・ 排ガス中のダイオキシン類を除去 ・ 排ガス中の水銀を除去
	景観	●周辺景観と調和し、圧迫感の軽減に配慮した施設のデザイン及び色調等を採用する。